

社会福祉法人祥寿園 身体的拘束等の適正化のための指針

第1章 施設における身体的拘束等の適正化に関する基本的考え方

(身体的拘束等の適正化に関する基本理念)

第1条 身体的拘束は、利用者の生活の自由を制限するものであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものである。

社会福祉法人祥寿園の各施設（以下「当施設」という。）では、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束等を安易に正当化することなく、職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束等廃止に向けた意識を持ち、身体的拘束等を行わないケアの実施に努める。

第2章 身体的拘束適正化検討委員会その他施設内の組織に関する事項

(委員会の設置)

第2条 身体的拘束等の適正化について、施設をあげて取り組むため、当施設に「身体的拘束適正化検討委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

(!) 委員会は次に掲げるもので構成する。

- ア 医師（出席できない場合は、意見を聴くことができる。）
- イ 施設長
- ウ 看護職員
- エ 介護職員
- オ 生活相談員
- カ 機能訓練指導員
- キ 事務職員
- ク その他、施設長が必要と認めた職員（外部の専門職も含む。）

(2) 施設長は、上記職種から委員長を任命することができる。

(3) 委員会は、3か月に1回の定例開催し、必要に応じて委員長の判断による臨時会を開催する。

(委員会の任務)

第3条 委員会は次の業務を行う。

- (1) 身体的拘束の問題提起に至る経過の確認
- (2) 代替案についての多面的な検討して、決定する。
- (3) 心理面・社会面・環境面等からの多面的なアセスメント
- (4) 身体的拘束廃止についての施設内研修を実施し、啓蒙する。
- (5) 外部で開催される身体的拘束廃止についての研修に職員を派遣する。派遣された職員は伝達研修を行う。

第3章 身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する事項

(職員研修)

第4条 身体的拘束等の適正化のため、介護に携わる全ての職員に対して、身体的拘束廃止と人権を尊重したケアの励行等の研修を行う。

- (1) 新規採用者には、採用時に身体的拘束等の適正化のための研修を実施
- (2) 現任者には、年間研修計画に沿って、年2回の研修を実施
- (3) その他、施設長が必要と認めた場合は、随時研修を実施

2 研修の実施に当たっては、実施者、実施日、実施場所、研修名、研修内容（概要）を記載した記録を作成し、保管する。

第4章 施設内で発生した身体的拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針

(身体的拘束等の定義)

第5条 介護保険指定基準において、身体的拘束に該当する具体的な行為を次のとおり定めている。

- (1) 徘徊しないように、車椅子や椅子・ベッドに体幹や四肢をひもで縛る
- (2) 転落しないように、ベッドで体幹や四肢をひも等で縛る
- (3) 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む
- (4) 点滴、経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る
- (5) 点滴、経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける
- (6) 車椅子・椅子から落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける
- (7) 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する
- (8) 脱衣やオムツ外しを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる
- (9) 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどで体幹や四肢をひも等で縛る
- (10) 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる
- (11) 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

(身体的拘束を実施する場合の手続き)

第6条 利用者個々の心身の状況を勘案し、疾病・障害を理解した上で、身体的拘束を行わないのが原則であるが、例外的に以下の3つの要素の全てを満たす場合は、必要最低限の身体的拘束を行うことがある。

- (1) 切迫性 : 利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる緊急性が著しく高いこと
- (2) 非代替性 : 身体的拘束その他の行動制限を行う以外に代替性がないこと
- (3) 一時性 : 身体的拘束その他の行動制限が一時的なものであること

2 前項の3要素を全て満たし、本人又は他の利用者の生命又は身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、本人・家族へ説明し、同意を得なければならない。

また、身体的拘束を行った場合は、委員会を中心に十分な観察を行うとともに、その行う処遇の質の評価及び経過を記録し、できるだけ早期に拘束を解除することができるよう、身体的拘束を誘発するリスクを検討し、そのリスクを除くための対策を実施します。

(身体的拘束等を行う際に確認すべき事項)

第7条 身体的拘束等のないサービスを提供するためには、職員全員が次の点について十分議論し、共通認識を持ち、身体的拘束等をなくしていくよう取り組まなければならない。

- (1) マンパワーが足りないことを理由に、安易に身体的拘束等をしていないか。
- (2) 事故発生時の法的責任問題の回避のために、安易に身体的拘束等をしていないか。
- (3) 施設利用者は、転倒しやすく、転倒すれば大ケガになるという先入観で、安易に身体的拘束等を行っていないか。
- (4) 認知症高齢者であるということで、安易に身体的拘束等をしていないか。
- (5) サービス提供に際し、本当に緊急やむを得ない場合にのみ身体的拘束等を必要と判断しているのか。本当に他に方法はないか。

(身体的拘束等に関する具体的な対応)

第8条 新規入所者に関する身体的拘束等の必要性の判断については、次に手順に従って実施する。

(1) 入所前の環境における情報収集

生活相談員は、入所前面接時、身体的拘束を受けているかどうか確認し、受けているという情報を得た場合、できる限りその入所希望者のところに赴き、以下の情報を収集する。

- ア どのような種類の身体的拘束を受けているのか。
- イ どのような理由で身体的拘束を受けているのか。
- ウ どのような時間帯に身体的拘束を受けているのか。
- エ いつごろから身体的拘束を受けているのか。
- オ これまで身体的拘束を廃止しようとする試みはあったか。あればその経過。
- カ 身体的拘束を受けていることで入所希望者にどのような影響がでているのか。
- キ 身体的拘束についての本人や家族の意向。

(2) 当施設の身体的拘束廃止についての方針説明

入所希望者が入所前の環境において身体的拘束を受けている、いないにかかわらず、当施設の身体的拘束廃止についての方針を入所希望者及び家族に説明する。

現在、身体的拘束を受けている入所希望者には、特に念入りに説明する。

(3) 身体的拘束廃止に向けた委員会の開催

生活相談員は、身体的拘束廃止に向けた委員会を開催し、(1)で得た情報を伝え、身体的拘束廃止のための具体策について検討する。

(4) 入所

入所面接時において、委員会で検討された内容と身体的拘束廃止に向けての取組を新規入所者及び家族に説明し、身体的拘束廃止に向けた取組を開始する。

入所と同時に身体的拘束廃止を行うことが困難な場合は、第6条に準ずる。

第9条 既に入所している者に関する身体的拘束等の必要性の判断については、次に手順に従って実施する。

(1) 身体的拘束の必要性の検討

利用者について身体的拘束が必要と判断された場合は、担当介護職員を經由してケース会議で話し合い、施設長に報告する。

施設長は、緊急を要する場合を除き、実施の前に必ず委員会を開催し、その妥当性を検討する。

(2) 身体的拘束の可否の決定

(1)のプロセスを経て、身体的拘束を行うかどうか施設長が決定する。

(特に緊急を要する場合の身体的拘束の手続き)

第10条 利用者の生命又は身体を脅かす緊急の事態が発生し、前条の手続きをとる猶予がない場合には、可能な範囲で多職種の意見を収集し、最善の方法で身体的拘束を実施し、その経緯と結果を記録する。

その後、委員会を開催し、委員会の承認を得るものとする、承認を得られない場合は、速やかにその処置を解除する。

第5章 入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

(指針の公表)

第11条 この指針は、入所者、入所者の家族、職員等がいつでも閲覧できるよう、施設内の掲示やホームページでの公開する。

第6章 その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

(記録の保管)

第12条 委員会の審議内容等、施設内における身体的拘束等に関する諸記録は、利用終了後、5年間保管する。

(指針等の見直し)

第13条 この指針は、委員会等により見直し、必要に応じて改正するものとする。

附 則

- 1 この指針は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この指針は、平成2年12月1日から施行する。
- 3 この指針は、令和5年7月1日から施行する。